

# 京都府市町村企業誘致推進連絡会議 ホームページ拡充及び運用・保守業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の5類移行や、経済安全保障を目的とした国の立地支援制度の創設などを受けて、大型立地案件を府内に呼び込むチャンスが到来していることを踏まえ、京都府用地バンクHPの大幅なリニューアルを行い、既存コンテンツの掲載・発信方法について大幅な見直しを行う。

さらに今年度から取り組んでいる産業創造リーディングゾーンの形成（※）を国内外へ発信する特設HPを新たに立ち上げ、両HPを連携させることにより、これまで以上に多くの立地検討企業に対して効果的・効率的な情報発信を行い、京都府内への立地をより一層推進することを目的とする。

※ 産業創造リーディングゾーンの形成…京都府総合計画 基本計画P62に定めるプロジェクト。  
府内各地域に複数のゾーンを設定し、それぞれのゾーンごとのテーマに沿って大学、企業、研究機関などを集積・連携させることで、新たなオープンイノベーションや物流網の核を形成することを目指す。

## 2 事業の概要

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名   | 京都府市町村企業誘致推進連絡会議ホームページ拡充及び運用・保守業務 |
| (2) 業務内容  | 別紙1「業務委託仕様書」のとおり                  |
| (3) 契約期間  | 契約締結日から令和6年3月31日                  |
| (4) 委託上限額 | 3,370,000円（消費税及び地方消費税を含む）         |
| (5) 実施主体  | 京都府市町村企業誘致推進連絡会議（京都府及び20市町で構成）    |

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 参加手続

##### (1) 担当部署及び問い合わせ先

京都府市町村企業誘致推進連絡会議事務局（京都府商工労働観光部産業立地課）

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4881 FAX 075-414-4842

##### (2) 募集要領の配付

ア 配布期間 令和5年8月10日（木）から令和5年8月25日（金）まで  
（土・日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで）

イ (1) の場所で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」  
(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

※ダウンロードについては24時間可能。

##### (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和5年8月28日（月）

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出方法 持参（土・日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

#### 5 応募書類

##### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1） … 1部
- イ 企画提案書（様式2） … 10部
- ウ 価格提案書（見積書） … 10部
- エ 営業経歴書（様式3） … 10部
- オ 京都府税の納税証明書（発行日から3ヶ月以内。コピー可。） … 1部
- カ 誓約書（様式4） … 1部

※ オについては、交付請求書の様式を配付します。

## (2) 企画提案書の作成方法

別紙1「業務委託仕様書」を踏まえ作成すること。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

## (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については別途通知する。(提出期限後1週間程度を目途に実施予定。)

### (3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、京都市府市町村企業誘致推進連絡会議の構成メンバーにより評価・採点を行う。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする場合がある。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 別紙1「業務委託仕様書」を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 7 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

## 8 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本連絡会議事務局との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 9 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本連絡会議事務局から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本連絡会議事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。